

LED 懐中電灯によるカラス追い払いの手引き

目的

長時間、路上の電線に留まるカラスへ、LED 懐中電灯の強い光をあて、その電線に寄り付かなくさせることにより、フン害を軽減させます。

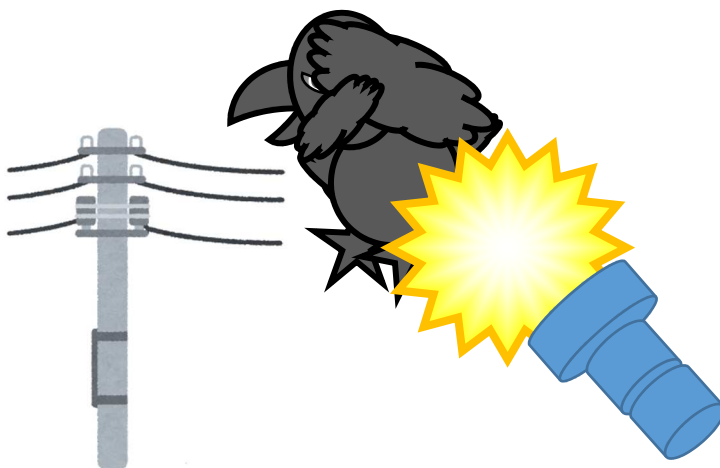
手順

事前に懐中電灯を充電しておいてください。

- ① 外が十分暗くなったら、被害を軽減させたい電線の下へ行く。
- ② 電線上のカラスに向けて懐中電灯を照射する。
- ③ 少し時間をおいてから（30 分後）、もう一度照射する。
- ④ もう少し時間をおいて（30 分後）、再度照射する。

※ 光を、繰り返し何度も当てることで、ここは居心地の悪い場所だと、カラスたちに認識させることができれば効果はあがります。

※ この機器の使用は、カラスよけ対策に有効な方法の一つではありますが、万能ではないことをご理解ください。



注意

- 交通事故や、通行人・車両の妨げにならないよう気を付けること。
- 自身もケガをしないよう、気を付けること。
- 人や人家に光を当てないよう気を付けること。
- 多くのカラスが夜間身を寄せる城内公園のねぐら（楠の木）には光をあてないこと。

様

カラス被害対策 LED 懐中電灯利用時の注意事項

- 1 取扱説明書を熟読して正しく使用し、カラス被害対策活動以外には使用しないこと。
- 2 光源を人や車に向けないなど、事故等防止のため、他への障害とならないように安全に配慮すること。
- 3 電池が切れた場合は、利用者の責任において充電すること。
- 4 機器を第三者に転貸してはならない。
- 5 電線や建物の上のカラスに使用し、ねぐらには光を当てないこと。
- 6 機器を紛失または損傷させたときは、速やかに市環境政策課へ連絡すること。
また、紛失または損傷が、申請者の責めに帰すべき理由により生じた場合は、同一の物品をもって弁償すること。
- 7 LED 懐中電灯の使用に起因する被害、事故等については、申請者の責めに帰するものとし、佐賀市は一切その責めを負いません。
- 8 貸出期間が終了したときは、速やかに市環境政策課に返却すること。
※ 引き続き機器の使用を希望される場合は、再度、申請してください。

貸与期間は、令和 年 月 日（ ）までです。

期間終了後はすみやかに市環境政策課に返却してください。

〔連絡先・返却先〕
佐賀市役所 環境政策課
電話：40-7200